



# 環境アセスメント

## 青森県環境影響評価条例のあらまし



# 環境影響評価とは



環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者があらかじめ、事業の実施が環境に与える影響について調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討することにより、公害の発生や自然環境の破壊を未然に防止し、事業の内容を環境保全上より望ましいものにしていく仕組みです。

県では、平成9年4月1日から「青森県環境影響評価要綱」により行政指導として環境影響評価制度を実施してきましたが、平成12年6月23日から「青森県環境影響評価条例」を施行し、環境影響評価の実施を事業者に義務づけています。

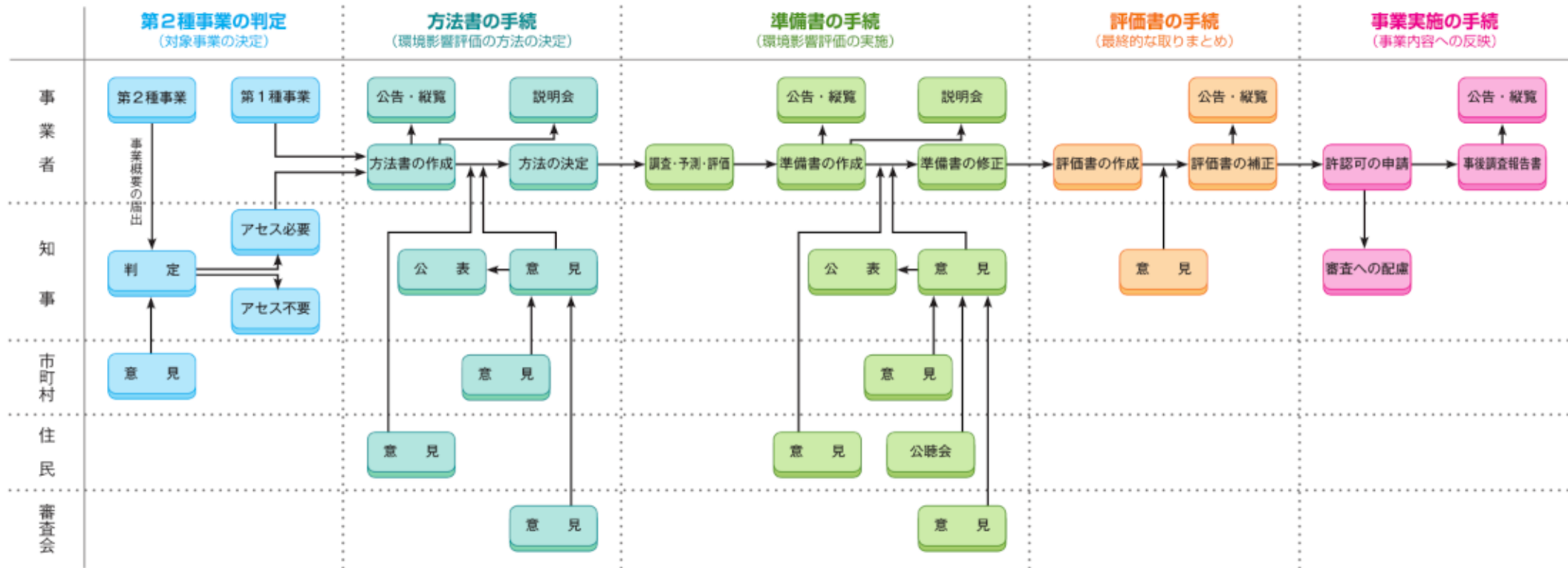
環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために重要な役割を持っていますが、この役割が十分に果たされるためには、地域住民の方々が環境影響評価の手續に参加し、その意見を事業内容に反映させていくことが求められます。

## 環境影響評価の項目

環境影響評価は、次の項目について行われます。

- 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する項目
  - ・大気環境 …大気質、騒音、振動、悪臭、風害
  - ・水環境 …水質、水底の底質、地下水、水象
  - ・土壌環境など …地形・地質、地盤、土壌、日照阻害、電波障害、風車の影
- 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する項目
  - ・陸生植物
  - ・陸生動物
  - ・水生生物
  - ・生態系
- 3 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮に関する項目
  - ・景観
  - ・人と自然との触れ合いの活動の場
  - ・文化財
- 4 環境への負荷の量に関する項目
  - ・廃棄物
  - ・温室効果ガス
- 5 一般環境中の放射性物質に関する項目
  - ・放射線の量

# 青森県環境影響評価条例に基づく手続の流れ



## 環境影響評価の手続

### 1 第2種事業の判定

第1種事業は必ず環境影響評価を行います。それより規模が小さい第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

### 2 方法書の手続

事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることができます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村及び専門家で構成する審査会の意見を勘案した上で、方法書について意見を述べます。

### 3 準備書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることができます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村及び専門家で構成する審査会の意見を勘案し、必要に応じて公聴会を開催した上で、準備書について意見を述べます。

### 4 評価書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じ追加調査等を行い、準備書を修正して評価書を作成します。知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

### 5 事業実施の手続

事業の実施に当たって事業に関する法律に基づく許認可等を要する場合、許認可権者は、評価書の内容に配慮することになっています。また、事業者は評価書に基づき、工事中や供用後に環境の状況等について事後調査を行い、事後調査報告書を作成し、公告・縦覧します。

# 青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件(概要)

|    | 事業の種類            | 第1種事業                               | 第2種事業   |
|----|------------------|-------------------------------------|---|
| 1  | 道路               |                                     |   |
|    | 国道、県道、市町村道等      | 4車線以上・長さ10km以上                      | 4車線以上・長さ5km～10km  |
|    | 林道               | 幅員6.5m以上・長さ20km以上                   | 幅員6.5m以上・長さ10km～20km  |
|    | トンネルの建設          | 2車線以上・掘削量50万m <sup>3</sup> 以上       |   |
| 2  | ダム、堰、河川工事        |                                     |   |
|    | ダム、堰             | 貯水面積100ha以上                         | 貯水面積50ha～100ha  |
|    | 湖沼開発・放水路         | 土地改変面積100ha以上                       | 土地改変面積50ha～100ha  |
| 3  | 鉄道、軌道            |                                     |   |
|    | 普通鉄道・軌道          | 長さ10km以上                            | 長さ5km～10km  |
|    | トンネルの建設          | 掘削量50万m <sup>3</sup> 以上             |   |
| 4  | 飛行場              |                                     |   |
|    | 滑走路の新設           | 滑走路長2,500m以上                        | 滑走路長1,250m～2,500m   |
|    | 滑走路の延長           | 延長500m以上                            | 延長250m～500m   |
| 5  | 発電所              |                                     |   |
|    | 水力発電所            | 出力3万kW以上                            | 出力1.5万kW～3万kW   |
|    | 火力発電所            | 出力15万kW以上                           | 出力7.5万kW～15万kW  |
|    | 地熱発電所            | 出力1万kW以上                            | 出力0.5万kW～1万kW   |
|    | 風力発電所            | 出力1万kW以上                            | 出力0.75万kW～1万kW  |
| 6  | 廃棄物処理施設          |                                     |   |
|    | 焼却施設             | 焼却能力1日100t以上                        |   |
|    | し尿処理施設           | 処理能力1日100kL以上                       |   |
|    | PCB処理施設          | すべて                                 |   |
|    | 最終処分場            | すべて                                 |   |
| 7  | 公有水面の埋立干拓        | 面積50ha超                             | 面積25ha～50ha   |
| 8  | 土地区画整理事業         | 面積100ha以上(山林原野50ha以上)               | 面積50ha～100ha  |
| 9  | 新住宅市街地開発事業       | 面積100ha以上(山林原野50ha以上)               | 面積50ha～100ha  |
| 10 | 工場事業場用地造成事業      | 面積50ha以上(工業専用地域100ha以上)             | 面積50ha～100ha(工業専用地域)  |
| 11 | 新都市基盤整備事業        | 面積100ha以上(山林原野50ha以上)               | 面積50ha～100ha  |
| 12 | 流通業務団地造成事業       | 面積100ha以上(山林原野50ha以上)               | 面積50ha～100ha  |
| 13 | 宅地造成事業           | 面積100ha以上(山林原野50ha以上)               | 面積50ha～100ha  |
| 14 | 農用地造成事業          | 面積100ha以上(山林原野50ha以上)               | 面積50ha～100ha  |
| 15 | 工場・事業場           |                                     |   |
|    | 排ガス量             | 20万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h以上 | 10万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h～20万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h |
|    | 排水量              | 平均1万m <sup>3</sup> /日以上             | 平均0.5万m <sup>3</sup> /日～1万m <sup>3</sup> /日                         |
|    | 下水汚泥の焼却施設        | 焼却能力1日100t以上                        |   |
| 16 | 畜産施設             |                                     |   |
|    | 牛                | 飼育数3,000頭以上                         | 飼育数1,500頭～3,000頭  |
|    | 豚                | 飼育数3万頭以上                            | 飼育数1万頭～3万頭  |
|    | 鶏                | 飼育数100万羽以上                          | 飼育数30万羽～100万羽   |
| 17 | ゴルフ場・レクリエーション施設等 |                                     |   |
|    | ゴルフ場             | 9ホール以上                              |   |
|    | レクリエーション施設等      | 面積50ha以上                            | 面積25ha～50ha   |
| 18 | 土石の採取            | 面積50ha以上                            | 面積25ha～50ha   |
| 19 | 建築物の新築           | 高さ100m以上                            | 高さ50m～100m  |



八甲田山

青森県環境生活部環境保全課  
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1  
TEL 017-734-9242 (直通)

青森県庁ホームページ「環境保全ページ」  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/hozenka.html>



古紙配合率100%再生紙を使用しています

このリーフレットは、再生紙を使用して200部作成しており、印刷経費は1部当たり110円です。